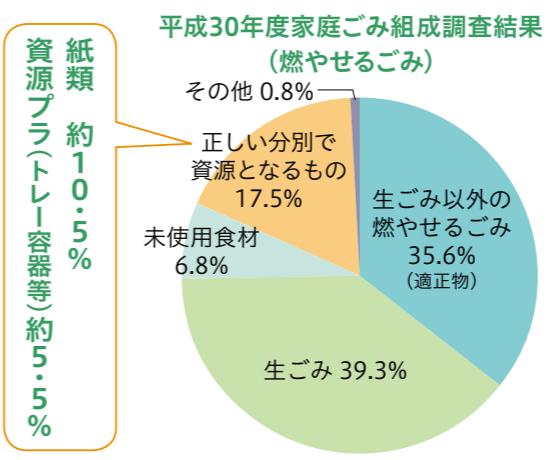




## 資源物の分別排出にご協力を お願いします！

家庭から出る「燃やせるごみ」の中には、分別可能な資源物が混入しています。  
燃やせるごみの中には、特に紙類と資源プラの混入が多い状況です。  
ごみ出し前に正しく分別することで、燃やせるごみを減量し、資源物をリサイクルすることができます。



### 紙類と資源プラの分別のポイント！

「その他紙類」として  
「古紙・布類」の日に出してください

「古紙・布類」の日に出すことのできる紙類は、「新聞紙」「本・雑誌類」「段ボール」「紙パック」だけではありません。

「資源プラ」として出してください

のマークが目印  
値札マークは貼ったままでOK



## 事業者の皆さまへ 市の清掃工場に産業廃棄物の 持ち込みはできません

事業系一般廃棄物の適正排出を推進するため、市の清掃工場では、**搬入物検査(展開検査)**を実施しています。  
搬入禁止品である「廃プラスチック類」「金属くず」などの「産業廃棄物」が「一般廃棄物」に混入しないように**適正な分別と排出をお願いします。**

- 〔混入例〕
- 売れ残った食品がプラスチック製容器に包装されたまま大量に混入している。
  - トレー容器やラップ類は、「廃プラスチック類」として分別排出してください。なお、食品廃棄物は、食品リサイクル法に基づく再生利用等をしてください。
  - 金属製やプラスチック製の製品部品など、明らかに産業廃棄物が混入している。
  - 少量しか発生しない製品部品も適正に分別し、分類ごとに適正に処理してください。
  - 弁当殻などの廃プラスチック類が可燃物に混入している。
  - 家庭ごみの分別方法とは違い、プラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装(資源プラ)も廃プラスチック類となります。

法律で、廃棄物は事業者自らが適正に処理しなければならずと規定されています。  
分別区分など詳しくは、処理業者に確認するか、市ホームページの「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」をご覧ください。



## 令和2年度

# 保育施設の入所受付を開始します

令和2年4月入所申込み  
受付期間  
11月20日(水)  
～12月19日(木)  
(土・日曜日を除く)

令和2年4月から保育所(園)や認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業・保育ママ・事業所内保育事業)の利用を希望する家庭は、期間内に申請してください。

### 対象児童

- ① 保育所(園)・認定こども園(保育部分) 生後3か月(首が据わっていること)から就学前までで、令和2年4月から新たに入所(園)希望の児童や申込み中でまだ入所(園)していない児童  
※対象年齢は保育施設によって異なります。
- ② 地域型保育事業(小規模保育事業・保育ママ・事業所内保育事業)

### 保育料

①の対象児童のうち、2歳までの児童(年度途中で3歳になった場合は年度の末日まで)  
児童の年齢と保護者の市民税額などに応じて決定します。3歳から5歳までのすべての児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料が無償となります。

### 保育時間

保護者の就労状況などに応じて利用可能時間が異なります。  
※開所時間は保育施設によって異なります。

### 「保育の必要性」の認定基準

- 家庭が次のいずれかの事情に該当し、保護者が児童の保育を必要としている場合、入所(園)の申込みができます。
- ①…就労・就学(月に64時間以上)している
  - ②…母親が妊娠中・出産後間がない
  - ③…病气やけが、または心身に障がいがある
  - ④…同居の親族の看護・介護をしている
  - ⑤…求職活動などを行っている
  - ⑥…虐待やDV被害の恐れがある
  - ⑦…①～⑥に類する状態にあると認められる など
- ※希望する保育施設の入所(園)状況に応じて入所(園)の利用調整を行います。

詳しくは、「令和2年度入所申込みのてびき」をご覧ください。(配布は11月15日(金)～)

### てびき配布・申請受付場所

保育・幼児教育課(本庁舎1階⑫番窓口)、東部・西部保健福祉センター、各支所、各保育施設  
※準備していただく書類がありますので、早めててびき(市ホームページでダウンロードも可)を受け取って確認してください。

「令和2年度入所申込みのてびき」をご覧の上、市に「教育・保育給付認定申請書」と「保育施設入所申込書」を同時に提出してください。令和2年3月上旬頃に、選考結果として入所(園)の可否を通知します。

※施設ごとに預かり可能な月齢や時間帯、保育の方針などが異なります。申込みの際は、希望の保育施設に事前連絡の上、可能な限り施設見学を行ってください。

《令和2年5月～12月の入所(園)希望者》  
希望する月の前月の15日(土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに申込みをしてください。利用調整を行い、保育施設の受け入れ要件が整った場合、翌月1日から入所(園)となります。

《令和3年1月～3月の入所(園)希望者》  
令和2年12月15日(火)までに申込みをしてください。